

---

 論 文
 

---

# 土地相続の実践論理

## — ガーナ南部の多民族的なココア生産地域を事例として —



京都大学人文科学研究所 日本学術振興会特別研究員 **石井美保**

本論の目的は、ガーナ南部のココア生産地域を対象に、複数の民族／社会集団に出自をもつ農民による土地相続の実態とその論理を明らかにすることである。アフリカ社会の親族システムと労働生産様式の変化を主題とする先行研究では、市場経済化や換金作物生産の開始に伴い、リネージによる財の共同保有を基盤とする伝統的な相続形態から、核家族と父権中心性に基づく新たな相続形態への移行が生じると論じられてきた。しかし、ガーナ南部における土地相続の実践は、ココア生産の開始に伴う「伝統」から「近代」への単線的な移行としては概括しえない、独自の変容と持続の過程を示している。本論では、父系制あるいは母系制をとる複数の社会集団について、各集団の土地相続のしくみを検討する。この検討を通して本論は、「母系制」と「父系制」という基本的な区別のみならず、社会集団ごとに異なる相続のしくみが形成されていることを明らかにする。また、土地保有と相続の実践的レベルでは、それぞれの社会集団が準拠する伝統的な出自システムの相違に加えて、集団が保有している土地の規模、相続にかかわる成員間の関係、地域における歴史的位置に応じて、複数の相続原理の採用と修正、併存と拮抗状況が生じていることを明らかにする。

### 1. 序論

本論の目的は、ガーナ南部のココア生産地域を中心に、複数の民族／社会集団に出自をもつ農民による土地相続の実態とその論理を明らかにすることである。

アフリカの伝統的社会を対象とした先行研究において、地域社会の政治経済と親族システムとの関係は重要な主題のひとつであった (Radcliffe-Brown, 1950 ; Fortes, 1950 ; フォーテス, 1972 (1940) ; Goody, 1962)。古典的な先行研究では、特定の社会における出自と継承および相続の問題は、親族システムを基盤とする社会構造の均衡という点から分析されてきた。また、構造機能主義的な均衡理論と矛盾しない形で、地域社会の伝統的な政治経済と親族システムの変容は、しばしば近代化と資本主

義化の帰結として論じられてきた (Fortes, 1953 ; Turner, 1957 ; Mikell, 1992 ; cf. Gough, 1952, 1961)。これらの議論では、市場経済化と換金作物栽培の開始によって、社会的均衡を維持してきた伝統的な労働生産様式と親族システムは変容を被り、かわって財の個人所有と核家族／父権中心を特徴とする労働生産様式と相続形態が台頭してきたとされる<sup>1)</sup>。

在来社会の伝統的な政治経済と親族システムの調和を前提とし、その変化や不均衡を植民地化と近代化の帰結とみなす以上のような議論に対して、地域社会の政治経済変化と連動した親族システムや相続形態の変容を追究する議論が存在する (Hill, 1963, 1970, 1986 ; Bloch, 1973, 1984 ; Okali, 1983 ; Austin, 1987 ; cf. Leach, 1961 ; Shipton & Goheen, 1992)。これらの議論は、対象となる社会の生業、労働力供給、親族関係、集団間関係をはじめとする通時的・地域的な変化に着眼し、当該社会の労働生産様式と親族システムの可変性と柔軟性を明らかにしている。

端的に言えば、先に述べたふたつの立場のうち、前者はアフリカ社会における伝統的な政治経済と親族システムの地域特殊性を前提とし、その変化の要因を、植民地勢力や世界市場をはじめとする外部からの圧力に求めている。他方、後者は社会と構成員の可変性と流動性を前提とし、外来要因と内発的要因を含めて、社会の変化と運動を促す複雑な諸要素とその相互関係を明らかにすることを目指している。同時に後者の立場は、対象となる社会を均質的なものとみなすのではなく、集団の保有する土地の規模や資源の有無、地域における政治的位置、集団内部におけるジェンダー・年齢・地位をはじめ、地域的・歴史的・状況的な差異と変化を視野に入れたミクロな比較分析を試みている<sup>2)</sup>。本論は、ガーナ南部の開拓移民社会を中心に、ココア生産の発展に伴う親族関係と相続実践の変容を明らかにすることを通して、社会変化の複雑な内的論理を追究する後者の議論に貢献することを目指す。

以下に、本論が検討する主な問題と分析対象を明らかにしていきたい。第一の問題は、父系制あるいは母系制をとる複数の社会集団<sup>3)</sup>における土地相続の論理と実践の独自性である。先行研究では、ココア生産農民による「伝統的な」土地保有<sup>4)</sup>と相続形態は、従来の出自システムに準拠するものとして説明されてきた。この前提の下に、ココア生産の開始に伴って伝統的な母系制原理と出自システムの変容が生じ、リネージによる土地の共同保有を原則とする母系相続に対して、父から実子への相続を基本とする父権中心的な相続形態が台頭してきたという議論がなされている(Mikell, 1992: 107-115)。また近年、ココア生産社会における母系相続制度と父系相続制度の混在や「父系相続制度への傾斜」(高根, 1999: 17)が報告されている。

たしかに、ガーナ南部のココア生産農民による土地保有と相続のしくみは、それぞれの社会集団が依拠する出自システムに基づくと同時に、従来の相続形態の改変を伴いながら発展してきた。しかし、ココア生産の発展の中で形成されてきた土地保有と相続のしくみは、伝統的な母系制の原理に対置される「近代的」な父権中心の原理として必ずしも意味づけられるものではない。また、本論で検討するように、父系制社会と母系制社会の両方で実践されており、本論が「父子直系相続」とよぶ父から実子への相続形態は、父系制社会の出自システムとリネージ構成に基づいた「父系相続」とは異なる実践として考えられる<sup>5)</sup>。したがって、母系出自集団と父系出自集団を含む多民族的なココア生産農民の土地相続実践を考察するためには、母方オジ(MB)から姉妹の子(ZS/ZD)への相続を原則とする母系相続、父系リネー

ジの成員による相続と管理を原則とする父系相続、そして父から実子への分割相続を基本とする父子直系相続という相続原理を区別するとともに、それぞれの差異と共通点を注意深く検討する必要がある。これらの相続原理は必ずしも互いに排他的な関係にあるのではなく、相続の主体となる集団の採用する相続原理は一定していない。また、一般に「父系制社会」あるいは「母系制社会」として概括される社会集団の土地保有と相続実践の内容を丹念にみていくと、それぞれの社会集団が依拠する原則の独自性と、その応用的変則ともいべき実践の論理が浮かび上がってくる。

第二の問題は、ココア開拓社会の成熟に伴う相続実践の変化である。1960年代前半までのココア生産地域の拡大期は、ガーナ南部において労働力への需要が土地への需要を上回っていた時期であったと考えられる。後述するように、当時の母系制社会ではリネージ成員の土地用益権<sup>6)</sup>が確保されており、父系制社会では土地の分割相続が可能であった。これに対して本論が対象とするのは、未開墾地の減少によって土地が稀少化する一方、世代が進むにつれて土地相続にかかわる人数が増加している20世紀末から21世紀にかけての土地相続である。ヒル(Hill, 1963)の調査時期と比べて現在では、人口に対する土地の稀少化によって農地をめぐる権利対立が鋭利化するとともに、世代の深化に伴って相続実践はより一層複雑化している。

本論では、原則として父系制あるいは母系制をとる社会集団をそれぞれ複数とりあげ、各社会集団の土地相続のしくみを検討する。この検討を通して本論は、「母系制」と「父系制」という基本的な区別に加えて、社会集団ごとに異なる相続のしくみが形成されていることを明らかにする。同時に、土地保有と相続の実践的レベルでは、母系相続と父子直系相続の併用をはじめ、複数の相続原理が採用されていることを示す。それぞれの社会集団による複数の相続原理の採用と修正、並存と拮抗状況は、各集団が依拠する伝統的な出自システムの相違に基づくとともに、集団が保有している土地の規模、相続にかかわる成員間の関係、さらに開拓移民と先住民の差異にみられるように、地域において各集団が占めてきた歴史的立場の相違に関係している。本論の第2章では、ココア開拓の歴史と調査地の概況を提示する。第3章と第4章では、父系制あるいは母系制をとる各社会集団の土地保有と相続のしくみを具体的な事例から検討する。以上の検討を通して本論は、ガーナ南部の多民族的な開拓移民社会における、20世紀末から21世紀にかけての土地相続の実践的論理とその変容を明らかにする<sup>7)</sup>。

## 2. 調査地の概況

### 2.1. アチェム (Akyem) 地方の開拓と村落形成

はじめに、本論が検討するココア開拓移民村〇村の概況を述べておきたい。この村落は、ガーナ東部州 (the Eastern Region) のスム郡 (Suhum District) に位置し、伝統的にはアチェム・アブアクワ (Akyem Abuakwa) の王都チェビ (Kyebi) の配下にある (図1 参照)。アチェム地方南部は熱帯降雨林帯に属し、年間を通して平均1,500~2,000ミリ以上の降水量がある。地質は地味に富んだ森林黄土であり、農業に適している。食料作物としてはメイズ、キャッサバ、ココヤム、プランテンなどが栽培されており、ガーナにおける最も重要な換金作物であるココアの最大生産量を産出する地域のひとつである。

〇村を含むアチェム地方の村落の多くは、19世紀末に

始まるココア開拓の歴史の中で形成されてきた。この地方の開拓と村落形成に深く関与してきたのは、東部州アクアピン (Akuapim) 丘陵出身の開拓移民であるアカン (Akan) 民族とグアン (Guan) 民族、アカン民族であるアチェム地方の先住民、ヴォルタ州 (the Volta Region) と隣国トーゴから流入してきたエウェ (Ewe) 民族の労働移民である。19世紀の半ばにココアがゴールド・コーストに紹介されると、栽培史の最初の舞台となったのはアクアピン丘陵であった。1870年までには現地住民によるココア農園が現われはじめたが、丘陵地帯はココア栽培に適さなかったため、1890年代以降になると生産拡大を目指す農民の一部はアチェム地方の肥沃な森林地帯へと移住を開始した。これらの開拓移民によって1914年までには南部アチェム地方のほぼ全ての土地が購入しつくされ、後にココア生産の中心となる町村が形成された。また、



図1. 調査地の位置

表1. O村の社会構成

民族 (出自システム)	社会集団	出身地方
アカン (母系)	アチェム	東部州アチェム・アブアクワ
	アクロボン	東部州アクアピン丘陵
	アマノクロム	アクアピン丘陵
	アブリ	アクアピン丘陵
	ファンテ	中部州
グアン (父系)	アビリウ	アクアピン丘陵
	ラテ	アクアピン丘陵
	エドックロム	アクアピン丘陵
	アビレディ	アクアピン丘陵
	マンフィ	アクアピン丘陵
アダングメ (父系)	クロボ	東部州クロボ
エウエ (父系)	エウエ=ヴォルタ	ヴォルタ州南部
	エウエ=トーゴ	トーゴ南西部

1910年までにはアクアピン出身者の多くは雇用労働者を用いてココアを収穫するようになったが、農場労働者の多くはヴォルタ川以東から移住してきたエウエ民族であった (Hill, 1963, 1972)<sup>8)</sup>。

以上の経緯によって、アチェム地方では現在、チュイ (Twi) 語を母語とし母系制をとるアカン民族、グアン語を母語とし父系制をとるグアン民族、アダングメ (Adangme) 語を母語とする父系制クロボ (Krobo)、そしてエウエ語を母語とする父系制エウエ民族を主な構成集団とする多民族状況が生じている。

## 2.2. 住民の農地保有状況

本節では、筆者が実施した戸別訪問調査に基づき、O村住民のココア生産に関する基本的な資料を提示する<sup>9)</sup>。O村住民の主要な民族・出自システム・社会集団および出身地方を示したものが表1である<sup>10)</sup>。村落の人口構成をみると、アビリウとアクロボンをはじめとするアクアピン出身者と、ヴォルタ州とトーゴに出自をもつエウエ民族が多数を占めており、東部州からの開拓移民であるクロボ、アチェム地方の先住民であるアチェム、中部州出身のファンテがそれにつづく (表2)。

つづいて住民の主な生計手段を男女別にみてみよう。戸別調査によって回答にあがった戸主および生計にかかわる家族メンバー計484人のうち、男性は231人、女性は253人であった。このうち①ココア農地地主、②食料作物農地地主、③ココア農地小作、④食料作物農地小作、⑤家族の農業手伝い、⑥商売・その他の職業を分析項目として男女別に割合を示したものが表3と表4である<sup>11)</sup>。男性231人のうち、地主/自作農あるいは小作として自身の耕作地をもつ農民は全体の83%にのぼる。このうち、地主と小作あわせて143人の住民がココア生産に携わっており、これは男性全体の62%に相当する<sup>12)</sup>。一方、女性住民では戸主および生計にかかわる女性計253人のう

ち、地主/自作農あるいは小作として独立した農地をもつ女性住民の割合は全体の45%であり、ココア農地地主あるいは小作の割合は21%である。一方、家族の農業手伝いと商売・その他の職業があわせて全体の55%を占めている。表5と表6は、O村に在住するココア農地地主/自作農の社会集団ごとの内訳を男女別に示している。表5にみられるように、男性ではココア農地地主/自作農の多くはアビリウ (48%)、アクロボン (18%)、アチェム (12%) によって占められている。一方、表6にみられるように、女性ではアビリウ出身者が女性地主/自作農の52%を占めている。

つぎに、O村住民の農地保有状況をみてみよう。表7は、O村に在住する地主/自作農の農地保有面積を社会集団別に示している。社会集団全体としてはアビリウが最も多くの農地面積を有し、アチェムとアクロボンがそれにつづく。地主/自作農一人あたりの平均保有面積をみると、アチェム出身者が最も多くの農地面積を有している。表8は、O村に在住するココア農地小作と契約している地主の農地保有面積と人数を社会集団別に示している。表から、O村の小作の多くはアチェム出身者と契約を結んでおり、アチェムの不在地主から最も多くの農地を借り受けていることがわかる<sup>13)</sup>。

以上から、O村住民のココア生産と農地保有の特徴を次のように整理することができる。O村では男性全体の6割以上がココア生産に従事しているが、なかでも地主/自作農はアビリウ、アチェム、アクロボン出身者によって占められている。また、アチェム出身者は広大な農地を保有する不在地主として、O村在住小作の主要な契約相手となっている。それでは、アビリウやアチェムをはじめとする特定の社会集団による土地集積と地主・自作農層の形成は、いかにして可能となっているのだろうか。この問題について次章では、父系制をとる社会集

表2. O村の人口構成

社会集団	人数	%
アビリウ	189	19
アクロボン	122	12
その他のアクアピン	119	12
エウエ=ヴォルタ	263	27
エウエ=トーゴ	143	15
クロボ	83	8
アチェム	27	3
ファンテ	27	3
その他	13	1
計	986	100

表3. 男性住民の生計手段

ココア農地地主	ココア農地小作	食料作物農地地主	食料作物農地小作	農業手伝い	商売	計
49 (21%)	94 (41%)	4 (2%)	45 (19%)	34 (15%)	5 (2%)	231

表4. 女性住民の生計手段

ココア農地地主	ココア農地小作	食料作物農地地主	食料作物農地小作	農業手伝い	商売	計
34 (13%)	19 (8%)	8 (3%)	52 (21%)	62 (25%)	78 (30%)	253

表5. ココア農地地主の内訳 (男性)

社会集団	地主人数	%
アビリウ	23	48
アクロボン	9	18
アチェム	6	12
その他のアクアピン	3	6
クロボ	4	8
エウエ=ヴォルタ	3	6
エウエ=トーゴ	0	0
ファンテ	0	0
その他	1	2
計	49	100

表6. ココア農地地主の内訳 (女性)

社会集団	地主人数	%
アビリウ	18	52
アクロボン	1	3
アチェム	4	12
その他のアクアピン	5	15
クロボ	4	12
エウエ=ヴォルタ	0	0
エウエ=トーゴ	0	0
ファンテ	0	0
その他	2	6
計	34	100

表7. O村在住地主/自作農の農地保有面積

面積単位: エーカー

社会集団	ココア農地総面積*	食料作物農地総面積	農地総面積	自作農総人数	平均保有面積
アビリウ	372 (46)	184 (25)	556	71	7.83
アチェム	109 (16)	214.5 (15)	323.5	31	10.43
アクロボン	74 (12)	34.5 (7)	108.5	19	5.71
その他のアクアピン	54.5 (9**)	45 (9)	99.5	18	5.53
クロボ	42.5 (8)	8 (2)	50.5	10	5.05
エウエ=ヴォルタ	9 (3)	8.5 (4)	17.5	7	2.5
エウエ=トーゴ	0 (0)	1 (1)	1	1	1
その他	3 (1)	5 (2)	8	3	2.7

\*カッコ内は各農地に対応する地主/自作農の延べ人数である。

\*\*自作農計13名のうち、農地面積不明者4名を除く。

表8. O村のココア農地小作と契約している地主の農地保有面積 (社会集団別)

面積単位: エーカー

社会集団	不在地主農地面積 (人数*)	在村地主農地面積 (人数)	農地総面積	地主総人数	平均保有面積
アビリウ	121.2 (34)	67.6 (8)	188.8	42	4.5
アチェム	578.3 (102**)	3.5 (3)	581.8	105	5.54
アクロボン	142 (25)	40.5 (7)	182.5	32	5.7
その他のアクアピン	41 (8)	19 (4)	60	12	5
クロボ	0 (0)	6 (2)	6	2	3
ファンテ	9 (4)	0 (0)	9	4	2.25
エウエ=ヴォルタ	4 (2)	0 (0)	4	2	2
エウエ=トーゴ	0 (0)	0 (0)	0	0	0
その他	0 (0)	0 (0)	0	0	0

\*地主人数は各農地に対応する延べ人数である。

\*\*不在地主計103名中農地面積不明者1名を除く。

団の土地相続に焦点を当てて検討する。

### 3. 父系制社会の土地相続

#### 3.1. 開拓初期の土地購入システム—「カンパニー」

はじめに、父系制をとる開拓移民による初期の相続実践をみてみよう。ヒルによれば、アクアピン出身のココア開拓移民のうち、父系制社会に出自をもつ農民は「カンパニー (company)」とよばれる組織を通して土地を購入した。カンパニーとは、同都市出身の農民が連携して土地を共同購入し、各自の出資金に応じて購入地を分割するシステムである。共同購入者の間で分割された土地は、各自が自由に利用することができ、購入者の死後はその息子たちに均等分割される傾向にあった<sup>14)</sup>。この点についてヒルは、ココア栽培の開始によって父系アクアピン社会の伝統的な相続システムが修正を受けたと推測している。つまり、本来ならば故人の財は父系リネージの伝統的な継承者（たとえば故人の弟の息子）によって管理されるべきである<sup>15)</sup>。しかし、伝統的な継承者はしばしば土地の近郊に居住しておらず、農地の運営にも不案内であったために、故人の購入農地がその息子へと直系相続されることが可能となった。ただし、父の購入農地に対する実子の権利は居住に基づく優先的な利益権であるにすぎず、他の兄弟も土地に対する潜在的な権利を有している。さらに第三世代では、第二世代の相続者の実子のみならず、その父方平行イトコの全員が土地に対する権利を主張しうる。以上からヒルは、父系制をとる社会集団の場合、購入農地に対する個人の権利は購入後三世代目ではほぼ完全に失われ、その土地はリネージによる共同管理の対象となると予測している。つまり、購入された土地に対する個人の権利は世代を経るにつれて減少し、かわってリネージによる共同管理が創出されていくのである (Hill, 1963 : 38-74, 109-121)。

#### 3.2. アビリウの相続実践

それでは、土地購入後三世代目の相続例が出現してい

表9. 父系アクアピン社会出身者の相続状況 (男性)

相続状況	世代*	事例数	%
一括管理・チェーン相続	1→1	2	6
	1→2	16	44
	1→2→3	7	19
父子直系・分割相続	1→2	9	25
	1→2→3	2	6
計		36	100

\* 「1→1」は購入世代間の相続、「1→2」は二世代目への相続、「1→2→3」は二世代目へ渡る相続を示す。

る現在、父系制をとる開拓移民の相続実践はどのような状況にあるのだろうか。父系アクアピン社会の土地相続は原則として、①父系リネージによる一括管理・チェーン相続—故人の土地が父系リネージの成員（しばしば故人の弟）によって一括管理・相続され、故人の兄弟<sup>16)</sup>をはじめとする同世代の父系親族間で順次相続される場合、②父子直系・分割相続—故人の土地がその実子に分割相続される場合、のふたつに大別される<sup>17)</sup>。

表9は、O村に在住する父系アクアピン社会出身者（男性）の土地相続状況を示している。表にみられるように、全体の44%を占める16事例において、個人によって購入された土地は二世代目への相続時点で父系リネージによる一括管理・チェーン相続の対象となっている。一方、個人の購入地が二世代目にわたって父子直系・分割相続されている例は2例（6%）に過ぎない。したがって、先行する世代で一括管理・チェーン相続の対象となった土地が、後の世代で再び父子直系・分割相続に移行することはないと仮定するならば、ヒルの推測どおり父系アクアピン社会では、個人の購入した土地は世代を経るにつれて父子直系・分割相続されうる個人財から、父系親族によって一括管理・チェーン相続されるべきリネージの共有財へと移行しているといえる。それでは、こうした移行と父系リネージによる土地の相続/回収はいかにして実現されているのだろうか。つづいて、アクアピン丘陵グアン社会に属し、父系制をとるアビリウを対象に具体的な土地相続実践の論理を検討していきたい。

事例1 息子による農地の一括管理・相続と兄弟姉妹間の利益分配

(アビリウ出身 男性52歳 ココア農地地主・自作農)

本人の父が購入・ココアを植えた農地を、父の死後、次男である本人が一括管理・相続し、利益を8人の兄弟姉妹の間で分配している。本人の実弟がこの農地の小作として働いており、本人との間でアブサ (abusa) 契約<sup>18)</sup>を結んでいる。本人は地主としての取り分（3分の2）を、この実弟を含めた兄弟姉妹間で均等に分割している。

事例2 父方オジによる父の農地の一括管理・相続

(アビリウ出身 男性54歳 ココア農地地主・自作農)

本人の父が購入・ココアを植えた農地を、父の弟が相続し、一括管理している。本人ら兄弟姉妹は父の生前もこの農地で働いていたが、父の死後はこの父方オジの小作となり、アブサ契約を結んで利益の3分の1を得ている。

事例3 二世代目の兄弟間における農地のチェーン相続

(アビリウ出身 男性32歳 ココア農地小作)

本人の祖父が購入・ココアを植えた農地を、父を含む二世代目の兄弟間で年長順にチェーン相続している。し

たがって父の死後、この農地は父の弟に渡り、本人を含む三代目の子らには、相続または利益分配のいずれもなされていない。

先述したように、アビリウの相続実践は①父系リネージの成員による一括管理・チェーン相続、②故人の実子への父子直系・分割相続に大別される。このうち①は、a) 故人の弟が兄の農地を一括相続・管理し、故人と同世代のキョウダイ間で順次チェーン相続する場合、b) 故人の実子（しばしば長男）が父の農地を一括相続・管理し、二世世代目の兄弟間で利益分配・チェーン相続する場合に分けられる。

a) において、問題となる土地が購入者から二世世代目の息子の一人（故人）へと一括相続された土地である場合は、a) は b) を同一世代に焦点をあてて表現したものであるといえる。しかし、購入者から二世世代目の実子全員に分割相続された土地や、土地購入者が亡くなった兄自身である場合にも、故人の実子ではなく弟が故人の土地を相続するケースがありうる。アビリウにおけるこうした一括管理・チェーン相続の優先は、実子への分割相続による土地の細分化を回避し、父系親族内の土地集積を可能にするという重要な意味をもっている。しかし同時に、代表者による農地の一括管理とキョウダイ間のチェーン相続という方法は親族内部における相続権の所在を不明確にし、しばしば農地をめぐる利害対立の発生を導いている。

**事例4** 二世世代目の兄弟姉妹間のチェーン相続と三世目イトコ間の対立

（アビリウ出身 男性87歳 ココア農地地主）

本人の祖父が購入・ココアを植えた農地を、本人の父は他の兄弟と共に分割相続した。父の死後、この農地は父の四人の弟間で年長順にチェーン相続された後、本人の父方オバに渡り、その子（FZS）がこれを売却してしまった。本人と弟は農地売却についてこの交叉イトコに抗議したが、売却された農地は返却されなかった。

**事例5** 父子直系相続と父方オジへのチェーン相続との対立

（アビリウ出身 男性69歳 ココア農地地主・自作農）

本人の父が購入・ココアを植えた農地について、父は生前に土地証書と遺書を作成し、一人息子である本人が相続するよう明記していた。しかし父の死後、父の弟が相続権を主張し、裁判となった。4年にわたる裁判の末に本人が勝訴したが、その後本人が長期不在の折に、父の弟は本人に無断でこの農地を売却してしまった。

上記の事例にみられるように、アビリウの相続システムの特徴は、農地をめぐる親族内部で発生する抗争の性格と、対立の生じやすい関係性を潜在的に形づくって

いる。それでは、アビリウの相続システムは誰にとってどのような利点を持ち、いかなる論理で継続されているのだろうか。また、土地相続をめぐる利権と論理の内部で生起する利害対立の性格は、どのように特徴づけられるのだろうか。

まず、アビリウにおける土地相続の特徴のひとつである、父系親族によるキョウダイ間のチェーン相続という慣習／システムについて考えてみたい。故人の購入した土地を、故人のキョウダイ間、もしくは故人の実子である二世世代の兄弟間で順にチェーン相続することは、この土地が、特定の所有者が売却したり無条件に実子に相続させる権利をもつ「個人の財」から、チェーン相続するキョウダイや、さらには父系親族全体が権利を有する「リネージの共有財」となることを意味する。故人が購入した土地についても、その土地が自動的に二世世代に相続されるとは限らず、故人の兄弟、父方平行イトコ、異母兄弟など、故人と同世代の複数のキョウダイが相続可能性をもつ。また、故人の購入農地が二世世代の実子へと分割相続された場合でも、しばしば二世世代の兄弟間でそれぞれの農地がチェーン相続されることによって、農地は再び同一の父系親族内部に集積していく。

以上の事項は、アビリウではココア農地とその利益が、購入者からその子孫へという父子直系のラインで継承されていくよりも、購入者と同世代以上の年長者によって回収・管理され、より上の世代で長期間保持される傾向にあることを示している。このように、農地が故人のキョウダイ間で順次チェーン相続されていくことを通して、実子への分割相続による農地の細分化や売却が回避され、同一の父系親族内部に農地を保持し、集積していくことが可能となる。同時に、より年長の世代が土地に関する権威を握り、親族内部の利権を一箇所に集中させることを通して、父系親族の紐帯を強化することが可能となっている<sup>19)</sup>。

以上のように、アビリウの相続システムは年長世代への権威の集中と、父系親族内部の土地集積・保持にとって有効である一方、その利益の周縁におかれた人々の犠牲と損失、さらには利益をめぐる対立を生みだしている。この点について、故人の購入した農地をその弟、父方平行イトコあるいは異母兄弟の年長者が相続・管理するという慣習／システムのもつ論理を考えてみたい。この慣習は本来、相続者が故人の立場と責任を代替し、故人の財産を運用することによって寡婦と遺児の面倒をみる、という意義をもっていた。父系親族の紐帯の強さを背景とするこのシステムは、故人の死亡時に遺児らがまだ幼く、農地管理に適さない場合には有効であるといえる。しかし実際には、故人のキョウダイ間で農地が次々とチ

チェーン相続されていくことによって、すでに成人した遺児による土地相続が大幅に遅滞する可能性が大きい。また、故人の死亡時にその実子がすでに成人しており、ココアの植栽と農場経営を手伝っていた場合でさえ、父の死後その弟がこの農地を回収し、実際に労働貢献のあった実子と故人の妻に利益を分配しない、というケースが起こりうる<sup>20)</sup>。さらに、長期間にわたるチェーン相続を通して、最初の土地保有者の実子と後の相続者である複数の父方オジの子ら（つまり遺児の父方平行イトコ）との間で、土地の相続権が不明確化する可能性が大きい。事例4のように、農地を次々とチェーン相続していく同世代の兄弟が全て死に絶えた時点で、次世代のイトコ間の誰がその農地を相続するべきか、という問題が浮上してくるのである。なかでも問題となる農地が兄弟の一人によって購入されたものではなく、第二世代の長男がその父から一括相続・管理し、それが第二世代の兄弟間でチェーン相続されていた場合、第三世代における相続権の所在はいっそう不明確なものとなる<sup>21)</sup>。

以上から、アビリウにおける農地の一括管理・相続とキョウダイ間のチェーン相続という方法のもつ問題と潜在的な抗争点は、つぎのようにまとめられる。①故人のキョウダイによるチェーン相続の要求と故人の実子による父子直系相続の要求との対立、②キョウダイ間のチェーン相続の終了後、次世代における平行イトコ間の相続権をめぐる対立、③利益の一括管理と分配をめぐるキョウダイ間の疑惑と対立。

次節では、同じく原則として父系相続をとりながら、アビリウとは異なる形で実践されているクロボの相続システムについて、具体的な事例を元に検討していきたい。

### 3.3. クロボの相続実践

#### 事例6 複数の妻に沿った子への土地分割

(クロボ出身 男性45歳 ココア農地地主・自作農)

本人は、父の購入したココア農地を兄弟間で分割相続した。本人は、この6エーカーの農地を二人の妻に均等に配分し、各3エーカーの農地をそれぞれの妻の子が同母兄弟間で均等に分割相続することを予定している<sup>22)</sup>。

#### 事例7 異母兄弟を含むキョウダイ間の分割相続と農地の細分化

(クロボ出身 男性27歳 ココア農地小作)

本人の父は、購入した8エーカーのココア農地を二人の妻ごとに均等に配分した。本人を含む同母兄弟は男女合わせて7人もいたため、本人らはこれ以上の土地分割は諦め、長兄が農地を一括管理し利益を兄弟姉妹間で分配することにした。本人は、この長兄の小作としてアブサ契約を結び、利益の3分の1を得ている。

#### 事例8 未婚の母と子の相続権

(クロボ出身 男性31歳 ココア農地小作)

本人の母（クロボ出身）は、父と正式な結婚の手続きを経ずに本人を出産した。したがって本人は実父の土地を相続する権利をもたない。しかし本人は、母方祖父が保有する農地（つまり母の父系親族の共有地）の用益権をもつ。

上記の事例にみられるように、農地の一括管理・相続とキョウダイ間のチェーン相続を原則としていたアビリウに対して、クロボでは父子直系相続と農地の分割相続が選好されている。次世代への直系相続と息子全員への平等な土地分割によって、アビリウで頻出していた父方オジ（FB）—オイ（BS）間、兄弟間、あるいは父方平行イトコ間の農地をめぐるトラブルの多くは回避される。しかし同時に、このシステムによって世代を経るごとに分割すべき農地は細分化していく。また、一夫多妻の場合には、妻ごとに均等に配分された農地を同母兄弟間で均等分割するために、多くの同母兄弟をもつ個人が得る農地の割合は、同母兄弟をもたない個人のそれよりも自動的に少なくなる。土地の面積と相続者の人数にもよるが、調査にあがったクロボ出身者の農地のうち、ほぼ四世代目でこれ以上分割できない（1エーカー未満）ほど農地は細分化し、結局は相続すべき世代の代表者がこれを一括管理するという選択がなされている<sup>23)</sup>。このようにクロボの相続システムは、父子直系・分割相続を特徴としており、これに伴う農地の細分化によって徐々に分割相続から一括管理へと移行していくという状況にある。しかし、相続にあたって実父と息子との結びつきを重視し、義理の息子や非嫡出子を父子直系相続の対象から除外することによって土地を分割すべき子の人数が減少しており、結果的にこのことが農地細分化と一括管理への傾斜に対するある程度の歯止めとなっている<sup>24)</sup>。

ここまで、父系制をとるアビリウとクロボの相続実践を検討してきた。次章では、母系制をとる開拓移民アクロボンと先住民アチェムの相続実践をみていきたい。

## 4. 母系制をとる社会集団の相続実践

### 4.1. 開拓初期の土地購入システム—「ファミリー・ランド」

はじめに、母系制をとる開拓移民による初期の土地購入システムをみてみよう。ヒルによれば、母系アクアピン社会出身の開拓移民は親族集団の連携によって土地を購入した。母系アクアピン社会の伝統的な相続システム



では、故人の農地はその弟たちに順次相続された後、姉妹の息子へと相続された。このとき、もっとも適当な相続者は最年長の姉妹の息子であるが、相続者の選定にあたってはその土地に居住している者が優先された。先にみた父系制社会とは異なり、購入された土地が十分に広い場合には、母系リネージの成員は購入者の生存中に農地に対する用益権を享受しえた。この段階で土地に対するリネージの権利はすでに確立されているので、購入者の死後も土地相続によって親族の用益権が影響を受けることはほとんどない。この場合の「相続」とは、いわば母系親族の共有農地（ファミリー・ランド）を管理する代表者の交代を意味している。母系リネージの成員は土地に対する相続者の支配権を認める一方、未開墾の土地を配分するよう要求する。したがって、ココア栽培の可能な土地の面積が母系リネージの成員数と同程度に急速に拡大していくならば、母系リネージ内で土地をめぐる対立が発生する理由はないと考えられる（Hill, 1963：75-108, 122-137）。

4.2. アクロボンの相続実践

それでは、開拓の伸展に伴ってココア栽培の可能な未開墾地が稀少化している現在、母系制をとる社会集団の相続実践はどのような現状にあるのだろうか。母系アクアピン社会出身者の土地相続は、原則として①母系相続一母方オジ（MB）から姉妹の息子（ZS）への相続、②父子直系相続一父から実子への相続のふたつに大別される。このうち①では、母系リネージの相続農地（abusua asaase）は複数の母方オジの間をチェーン相続された後に、姉妹の息子（wofaase）へと相続される。他方、母系制社会では父と息子は異なる母系リネージに帰属するため、②の相続形態が可能となるのは原則として父自身の購入農地（agya asaase）のみである。

表10は、O村に在住する母系アクアピン社会出身者（男性）の土地相続状況を示している。表にみられるように、母系アクアピン出身者では全体の55%が父子直系相続を実施しているのに対して、母系相続のみを相続源としている事例は全体の1割に満たない。ただし、父子直系相続を行っている事例では、その半数が父方リネージの母系相続（つまり、父から父の姉妹の息子への相続）と両立している。それでは、母系アクアピン出身の社会集団において、母系相続と父子直系相続の両立はいかにして可能となっているのだろうか。この点について、母系アクアピン社会に属するアクロボンを対象に、具体的な事例から検討していきたい。

事例9 相続農地と購入農地の使い分けによる母系相続と父子直系相続の両立（アクロボン／アビリウ出身 男

性63歳 ココア農地地主・自作農）

本人はアクロボン（母系）出身の父とアビリウ（父系）出身の母をもつため、いずれの出自集団からも土地相続のソースをもたない。このため、父は実子に相続させる目的で生前に二つの農地（a, b）を購入し、長男である本人が協力してココア樹を植えた。購入農地のうち、本人は父から農地aを贈与され、農地bは本人と二人の弟が共に相続した。同時に、本人の父は母系親族から相続した農地c, d, eを姉妹の息子（ZS）に相続させることにより、父子直系相続と母系相続とを両立した。

事例10 母系相続と父子直系相続の複雑な両立事例(図2)（アクロボン出身 男性51歳 ココア農地地主・自作農）

本人の祖父は、母系親族から相続した二つのココア農地（a, b）と、祖父自身の購入した二つのココア農地（c, d）を有していた。祖父は、①相続した農地aを祖父の姉妹の子に相続させ、②もう一つの相続農地bを自分の長男に一括相続させた。この農地bは、その後本人の父を含む第二世代の兄弟間で年長順にチェーン相続され、最終的に全兄弟の姉妹の子が相続した。また祖父は、③購入した農地cを、本人の父を含む第二世代の兄弟のみに分割相続させた。これらの各農地は、本人を含む第三世代の子へと父子直系相続された。さらに祖父は、④購入地dを、娘を含む第二世代の全子に分割相続させ、これらの各農地は第三世代へと直系相続された。

この事例では、①と②によって第二世代への母系相続と父子直系相続の両立がなされている。農地bについては一度祖父から実子へと父子直系相続された農地が、チェーン相続の後にふたたび母系相続の形で姉妹の子に相続されている。これによって第二世代の姉妹の子のみがオジからの相続農地を受け取るが、③で第二世代の兄弟に土地を分割しているために、兄弟の子のみがこれらの農地を父子直系ラインで相続できる。この結果、第三世代における交叉イトコ間の農地配分の不均衡が相殺されている。さらに、第三世代である姉妹の子は全オジ間のチェーン相続の後に農地を相続するために、他の交叉イトコに比べて農地の取得が大幅に遅滞する可能性が大きい。

表10. 母系アクアピン社会出身者の相続状況（男性）

相続源	相続状況	事例数	%
母方リネージ	母系相続	2	9
	母からの相続	6	27
父方リネージ	父子直系相続	12*	55
双系リネージからの相続権なし		2	9
計		22	100

\*このうち6例が父方リネージの母系相続と両立している。

い。しかし、④で第二世代の全ての子に農地を分割相続させ、第三世代がそれを直系相続することにより、チェーン相続と父子直系相続との時間的な差による、第三世代交叉イトコ間の農地保有状況の不均衡が是正されている。

上記の事例にみられるように、アクロボン出身者の間では、母系親族の相続農地 (*abusua asaase*) と個人の購入農地 (*agya asaase*) をはじめ、複数の農地に対する相続方法を使い分けることにより、母系相続の原理と父子直系相続とを両立させる努力がなされている。なかでも、父系制をとる民族出身の母と、母系制をとる民族出身の父との間に生まれた子は双方の出自集団からの相続ソースをもたないため、しばしば父は自身の母系相続農地に加えて、実子に直系相続させるべき購入農地を確保しようとする<sup>25)</sup>。

先にみたアビリウのように、父系リネージの長老層による土地集積と相続権の要求と父子直系相続の要求が鋭く拮抗している状況とは異なり、アクロボンでは農地の相続と分配にあたって、母系相続原理と実子の相続権をできるだけ両立させようとする農民自身の工夫と努力がみられる。しかし、母系相続と父子直系相続という互いに異なる要求の両立は、購入農地と相続農地の使い分けという工夫によっても常に実現されるとは限らず、しばしば一方の優先が他方の阻害を生みだしている。

#### 事例11 父子直系相続から母系相続への転換 (アクロボン出身 男性34歳 ココア農地小作)

本人の祖父が購入したココア農地は、祖父の長男が一括管理・相続した後、本人の父を含む第二世代の兄弟間でチェーン相続された。その後、この農地は父の妹に渡り、その子(本人の父方交叉イトコ)が管理している。本人ら兄弟姉妹はこの農地の小作としてアブサ契約を結び、このイトコに利益の3分の2を渡している。

#### 事例12 母系相続の優先と父子直系相続権の阻害 (アマノクロム出身 女性45歳 幼稚園教諭・農業手伝い)

本人の祖父が購入したココア農地を、本人の父とその妹は共同で相続し、父が一括管理していた。父は実子と父の妹の子(FZS)との間でこの農地を分割相続するよう遺言したが、父の死後、父の妹がこの農地を回収し、自分の子に相続させた。

#### 事例13 母系親族の長老による土地の回収 (アビリウ/アクロボン出身 女性24歳 商売)

本人の母方祖父は、自身の母方オジから相続した農地をオイ(ZS)に相続させた。このオイの妹は若くして死亡したため、オイには農地を母系相続させるべき姉妹の子が存在せず、さらなる母系相続の継続は不可能となった。そこでオイの死後、オイの息子が農地を直系相続し

ようとしたが、祖父の母方オジがこの農地を回収してしまった。

事例11は、一度父から実子へと直系相続された農地が、第二世代の兄弟間でチェーン相続された後に姉妹の子にわたる、という構造をとっている。この事例では、「土地購入者からその実子へ」という最初の相続では父子直系相続の原理が適用されているが、これに続く「農地が兄弟間で順にチェーン相続された後に姉妹の子が相続する」という経緯において、母系相続の原理へと入れ替わっている<sup>26)</sup>。事例12もまた、「母方オジからオイへ」という母系相続の原理を背景として、故人の姉妹の息子が、故人の実子に対抗する相続権を施行しているケースである。一方、事例13では、母系リネージの相続農地が姉妹の息子の不在によって父子直系相続へと切り替わろうとした時点で、ふたたび元の母系親族内部に回収されている。

以上のように、アクロボンでは母系相続原理と父子直系相続との拮抗が存在し、しばしば故人のオイと実子という交叉イトコ間に相続権をめぐる対立が生じている。また、母系リネージによる母系相続原理の優先が、実子の父子直系相続権を阻害する傾向にある。しかし、アビリウにおいてみられたような、同一の父系親族内部に土地を集積・保持しようとする組織だった相続のしくみと比較すると、アクロボンでは一片の農地に対して相続権を主張する個々の母系親族の要求と、父子直系相続権とのせめぎあいの中で土地相続が実践されているといえる。次節では、アクロボンと同じく母系相続をとる先住民アチェムの相続システムを検討する。

### 4.3. アチェムの相続実践

#### 事例14 母方オジからの母系相続と父からの直系相続 (図3)

(アチェム出身 男性72歳 ココア農地地主・自作農)

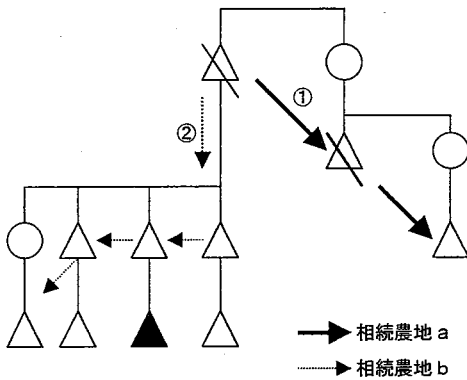
本人の母方オジは、母系相続したココア農地を、三人姉妹のそれぞれの長男に分割相続させた。この農地は、それぞれの同母兄弟間でチェーン相続された後、姉妹の子が相続する。したがって本人の実子はこの農地を相続することはできない。さて、本人の父は自身の購入農地を三人の妻ごとに配分し、それぞれの同母兄弟がこれを分割相続した。本人に割り当てられた土地は食料作物農地であったが、この農地については本人の実子が直系相続することができる。

#### 事例15 農地の使い分けによる母系相続と父子直系相続の両立 (図4)

(アチェム出身 男性49歳 食料作物農地地主)

本人の母方オジは、このオジ自身が購入した農地(a, b)と、母方親族から相続した農地(c, d)を有していた。

(1) 母系相続農地の処理



(2) 購入農地の処理

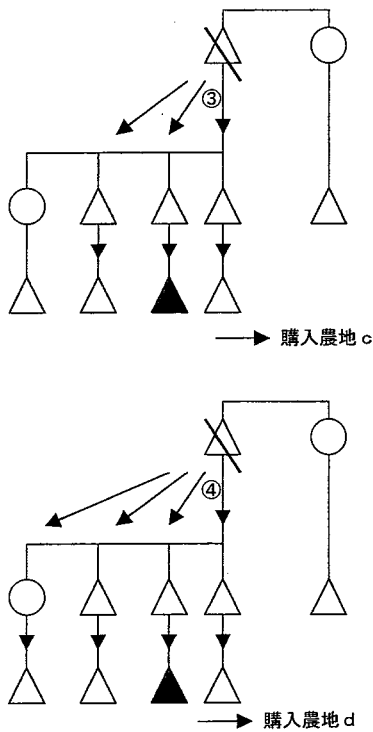
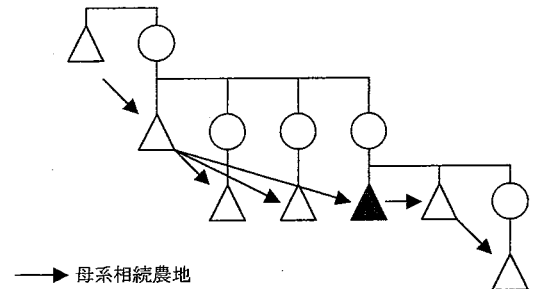


図2. 母系相続と父系相続の複雑な両立事例

これらの農地のうち、母方オジは、①自身の購入した食料作物農地aを姉妹の息子（ZS）に分割相続させ、②ココア農地bを実子に分割して贈与した。母方オジの実子はこれに対して、羊1頭とオランダ・ジンを父への返礼として贈与の儀礼を行った。さらに母方オジの相続した農地のうち、③食料作物農地cは本人を含む母方オジの姉妹の息子（ZS）が分割相続し、④食料作物農地dは本

(1) 母方オジからの母系相続



(2) 父からの直系相続

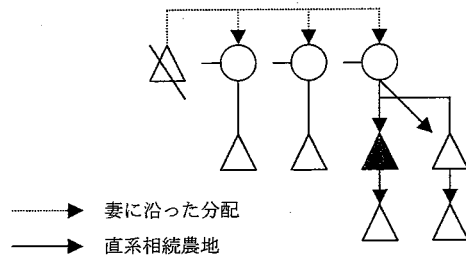
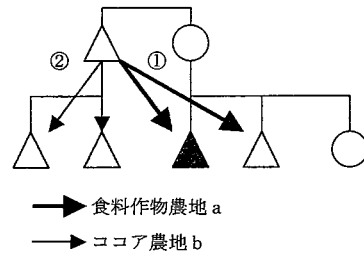


図3. 母方オジからの母系相続と父からの直系相続

(1) 母方オジの購入農地の相続



(2) 母系親族農地の相続

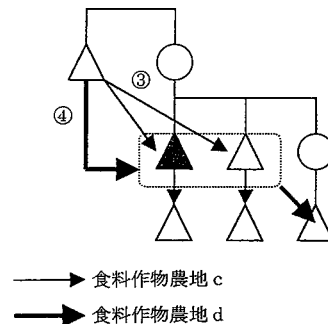


図4. 農地の使い分けによる母系相続と父子直系相続の両立

人と兄が共同で相続した。本人ら兄弟が分割相続した農地cはその後、それぞれの子へと直系相続される予定であり、本人と兄が共同で相続した農地dは、姉妹の子が相続する予定である。

この事例では、購入農地と相続農地、食料作物農地とココア農地を使い分けることによって、母系相続と父子直系相続の要求を二世代にわたって両立させている。まず、①と②によって二世代目の母系相続と父子直系相続が両立されているが、ここではココア農地と食料作物農地という、農地の性質上の不均衡が生じている。しかし、③で別の食料作物農地をオイ間で分割相続させることにより、それぞれのオイの農地保有面積を増やし、直系相続の可能な農地を確保させている。さらに、④で二世代の兄弟から姉妹の子へと母系ラインで相続されるべき農地を維持することによって、三世代目における交叉イトコ間の農地保有状況の不均衡を解消している。

上述のようにアチェムの土地相続においても、相続農地と購入農地の使い分けによる母系相続と父子直系相続との両立という、アクロボンと共通する試みがなされている。しかし、アクロボンと比較した場合、アチェムでは土地に対する母系親族からの要求を遮断し、交叉イトコ間の抗争を回避するためにこうした使い分けや工夫がなされているというよりも、母方オジから姉妹の息子へという母系相続の実現を前提とした上で、さらに購入農地が存在する場合には父子直系相続を適用する、という傾向にある<sup>27)</sup>。この傾向は、アチェム出身者の優越的な土地保有状況に根ざしていると考えられる。購入によって土地を獲得してきた開拓移民とは異なり、生得的な土地開墾・保有権を有する先住民アチェムは、地域の地主層として母系リネージの成員が用益権を行使するに十分な土地面積を保有している。したがって、アチェム出身者は土地相続と用益権の取得に際して、個々人の購入農地によるよりも地主である母系親族に依存する度合いが強い<sup>28)</sup>。以上の点が、開拓移民であるアクロボンに比べて、個々の購入農地に対する母系親族対実子間の競争や対立を軽減させていると考えられる。

## 5. 結論

ここまで、父系制をとるアビリウとクロボ、母系制をとるアクロボンとアチェムを対象に、それぞれの社会集団における土地相続の実践と論理を検討してきた。この検討を通して、つぎの事項が明らかになった。1) アビリウの相続システムは、父系親族による一括管理・チェーン相続の優先を特徴としている。これによって同一父

系親族集団内の土地集積と保持が可能となる一方、土地相続権や利益の分配をめぐる、父方オジ (FB) とオイ (BS) 間、兄弟間、父方平行イトコ間で対立が発生しやすい状況にある。2) クロボの相続システムは、父子直系・分割相続の選好を特徴としている。これによって土地相続をめぐる父方オジ—オイ間やキョウダイ間の対立は回避される一方、世代を経るにつれて農地が細分化し、徐々に一括相続・管理へと移行していく傾向にある。3) アクロボンでは、相続農地と購入農地の使い分けによる母系相続と父子直系相続との両立が試みられている。しかし、土地相続をめぐる故人の実子と母系親族間、および交叉イトコ間に拮抗が生じている。4) アチェムでは、アクロボンと同様に購入農地と相続農地の使い分けによる母系相続と父子直系相続の両立がみられる。ただし、アチェムでは母系リネージの広大な土地保有を背景に、母方オジから姉妹の息子へという母系相続が優先的に実施されている。

以上の事項は、ガーナ南部のココア生産地域における土地相続の現状を示すとともに、父系制あるいは母系制をとる複数の社会集団における相続実践の差異と論理の独自性を示している。父系制をとる社会集団についてみると、アビリウの状況は、ココア農地の相続と利益分配を介して父系親族間の紐帯が強化されていく過程として考えることができる。このことは、リネージ成員の組織的紐帯と長老層の形成という父系制社会本来の特徴と、長期的な利潤の回収と貨幣による利益分配を特徴とするココア生産との出会いが可能とした、父系親族集団による土地権と利益分配の遠隔支配、あるいは親族関係の商業化としても考えられる。これに対して、クロボにおける父子直系・分割相続の選好は、アクアピン出身者に比べて土地への執着度が高く測量技術に長けている (Hill, 1963: 74) というクロボ農民の特徴に加えて、父と嫡出子間の紐帯と「子」の帰属に重点をおく父系リネージ (we) を基盤とする、クロボのリネージ構成に由来していると考えられる。ただし、父子直系・分割相続の継続に伴う農地の細分化に伴い、クロボにおいても嫡出子への分割相続から父系親族の代表者による一括管理・相続への移行が生じている。

一方、母系制をとる社会集団についてみると、土地の稀少化に対して相続にかかわる人口が増加している現在でも、土地相続の現状は母系リネージによる財の共同保有を原則とする母系相続から、財の個人所有と核家族／父権中心を基本とする父子直系相続への総体的な移行として結論づけることはできないといえる。本論でみたように母系制をとる社会集団では、相続農地と購入農地の使い分けや食料作物農地を含む相続農地の配分調整によ

って、母系相続原理と父子直系相続との両立が試みられている。また、故人の実子と母系親族間の土地権をめぐる拮抗が顕在化しているアクロポンにおいても、父子直系相続への全体的な傾斜よりもむしろ、母系リネージによる土地権の回収と母系相続原理の優先が生じている。さらに、アチェム地方の先住民であるアチェムと開拓移民であるアクロポンの比較を通して、特定の社会集団による相続実践の持続と変容は、それぞれの集団が準拠する親族システムの相違によるのみならず、集団の土地保有状況および地域における歴史的立場に関係していることが明らかになった。

本論では、父系制あるいは母系制社会に出自をもつガーナ南部のココア生産農民による、土地相続の動態とその論理を検討してきた。この検討を通して、「母系制」と「父系制」という基本的な区別に加えて、それぞれの社会集団ごとに形成されてきた独自の相続のしくみが明らかになった。また、土地保有と相続の実践レベルでは、各社会集団によって複数の相続原理が採用されていることが示された。それぞれの社会集団が採用する相続の原理と変則的な実践は、各集団が準拠する伝統的な出自システムに基づくとともに、集団の保有する土地の規模、地域社会で各集団が占めてきた歴史的立場、相続にかかわる当事者間の関係と連携している。したがって、19世紀末から21世紀にかけてのガーナ南部における相続実践の変容は、市場経済化と換金作物生産の発展に伴う「伝統」から「近代」へ、あるいはリネージ中心の相続原理から父権中心の相続原理への単線的な移行としては概括しえない、複雑な持続と部分的改変の過程を示している<sup>29)</sup>。この過程のなかで、地域における労働生産と地域を越えた相続実践の主体である農民個人がめぐる創意工夫と利潤の追求が、「父系制/母系制」あるいは「共同保有/個人所有」として画一的に範疇化しえない、独自の実践的な相続論理を生みだしてきたと考えられる。

植民地期ゴールド・コーストにおけるココア生産を対象とした先行研究は、植民地化と換金作物栽培の開始に伴う伝統的な生産様式の周辺化という議論に対して、換金作物栽培における在来農法と社会システムの適応性を明らかにした (Austin, 1996; Monga, 1996)。また、ココア生産の拡大期を対象としたヒルの研究 (Hill, 1963) は、初期の開拓移民による土地購入と相続実践の特徴を明らかにするとともに、各社会集団が採用する土地購入・相続の原理と伝統的な出自システムとの関連を提示した。これらの先行研究の功績をふまえ、本論は個々の農民を主体とする土地相続の事例分析を通して、現代のガーナ南部における土地相続の実践的論理を明らかにすることを試みた。ここで本論が目指したのは、近代的な生産様

式に対置される在来の生産様式のモデルを事例の蓄積から抽出するのではなく、農民個人の実践と試行の中においてのみ実現される動態的な過程として、土地相続の長期的変容の一端を理解することであった。今後、ココア農地の相続と利益分配をめぐるジェンダー関係、および異民族間の契約を核とする地主-小作関係の実態を追究していくなかで、ガーナ南部の社会経済変化とその複雑で豊穡な内的論理を考察していきたい。

## 謝 辞

本論は、2002年に京都大学大学院人間・環境学研究科に提出した博士論文の第一部第2章・第3章に基づいている。1999年から現在に至る調査研究は日本学術振興会の研究助成によって可能となった。論文執筆にあたり、京都大学の田中雅一先生、菅原和孝先生、山田孝子先生、松田素二先生、国立民族学博物館の竹沢尚一郎先生、京都文教大学の日野舜也先生、名古屋大学の和崎春日先生をはじめ、多くの先生方のご指導とご助言を賜った。また、戸別調査の助手を務めて頂いたJ. Coajoe氏をはじめ、O村の皆様のご協力が筆者の調査研究を支えて下さった。ここに深く感謝申し上げます。

## 注

- 1) とくに母系制社会を対象とした研究において、経済発展と伝統的社会システムとの矛盾という議論が多くなされてきた。これに対して経済発展期における母系制原理の有効性を指摘した議論としてDouglas (1969) が挙げられる。
- 2) なかでも植民地化と換金作物栽培の開始による伝統社会の周辺化という議論に対して、在来の社会システムと生産様式の持続的変容に着眼した研究としてPhillips (1989)、Clarence-Smith (1993)、Austin (1996)、Eckert (1996)、Monga (1996) 参照。
- 3) 注10で詳述するように、本論ではアクアピン (Akuapim) 丘陵に出自をもつ移民の出身都市を区別するために、「民族 (ethnicity)」の下位区分としてHill (1963) に基づき「社会集団 (society)」という語を用いる。
- 4) 本論は土地への権利形態として、土地の移譲・売却・相続について特定の個人が決定権をもつ場合を土地所有 (land ownership) と呼び、リネージの成員をはじめ、現在の相続・管理者以外にも複数の潜在的権利者が存在する場合を土地保有 (land tenure) として区別する。
- 5) Hill (1963) をのぞく先行研究の多くは母系制アカン社会を対象としており、父系制社会の相続形態とその変容については十分な検討がなされていない。
- 6) 本論では、親族の保有する農地の一部における耕作と収穫についての個人の権利を「用益権」と呼び、契約による小作

- 農地の使用権である「小作権」と区別する。
- 7) 本論は1999年7月から2001年3月の通算約15ヶ月間に渡って実施した現地調査に基づいている。使用言語はアカン語の方言であるチュイ (Twi) 語, エウエ (Ewe) 語, 英語である。なお, 本論では社会集団を基本的な分析単位とし, アカン民族とグアン民族の男性農民を中心に検討する。土地相続と利益分配における女性農民の立場とジェンダー関係, および異民族間の地主-小作契約を核とする労働生産関係については稿を改めて論じたい。
  - 8) アチェム地方の地域史として Danquah (1928), Field (1948) 参照。また, アチェム地方の小王から移民への土地売却の過程について詳しくは Firmin-Sellers (1996) 参照。
  - 9) この戸別調査は2000年7月上旬から8月下旬にかけて, O村と周辺のココア森林内部にある小集落あわせて220戸に対して行われた。
  - 10) アクアピン出身者の中には丘陵の先住民であるグアン民族と, アチェム地方から丘陵への植民者の子孫であるアカン民族が含まれる。本論ではアクアピン出身のグアン民族とアカン民族の出身都市を区別するために, 民族の下位区分として「社会集団」という語を用いる。また, 表では調査地で多数を占めるアビリウとアクロボン以外を「その他のアクアピン」とし, ヴォルタ州とトーゴ出身のエウエを「エウエ=ヴォルタ」「エウエ=トーゴ」として区別する。アクアピン丘陵とアチェム地方との歴史的交渉について詳しくは Kwamena-Poh (1973) 参照。
  - 11) 本人の農地保有状況が複数の項目に当てはまる場合は, 上記①-④を優先順位として本人に付随するステータスとした。
  - 12) 食料作物のみの地主/自作農は2%と少ないが, これは地主/自作農である男性農民の62%が食料作物をココア農地の一部に栽培しているためである。
  - 13) O村のココア農地小作が契約している地主の53%がアチェム出身の不在地主である。不在地主の多くはアチェム・アブアクゥの伝統的王都であるチェビに居住している。
  - 14) カンパニーは原則として, 互いに親族関係にない友人同士で構成されており, 女性はカンパニーの成員となることができなかった。また, 基本的に女子は相続から除外される。女子の相続権について詳しくは Hill (1963: 116-117) 参照。
  - 15) Hill (1963) は父系アクアピン社会の伝統的相続システムの例としてラテ (Latch) 社会を参照している。ラテ社会の伝統的相続システムについて詳しくは Brokensha (1966) 参照。
  - 16) 本論では父母と同じくする男女を「兄弟姉妹」, 男子のみを「兄弟」, イトコや異母兄弟を含む同世代の男子を「キョウダイ」として区別する。
  - 17) 本論では土地相続について男性に焦点を当てて論じる。アビリウでは原則として農地は姉妹を除く兄弟間でチェーン相続され, 利益は姉妹を含めて分配されている。
  - 18) ガーナ南部では一般に分益小作制度が採用されている。「アブサ契約」とは, すでに造成された農地のココアを小作が管理・収穫し, ココアから得られた全収益のうち地主が3分の2, 小作が3分の1をとる方式である。一方, 「アブヌ (abunu) 契約」とは, 未開墾地の造成からココアの収穫までを小作自身が行い, 地主と小作がココアの収益を2分割する方式である。分益小作の内容について詳しくは高根 (1999: 55-60) 参照。
  - 19) 相続候補者の選定と相続者の最終的な決定は, 父系親族の年長者を中心とする「親族会議」によって行われ, 相続に伴う儀礼の執行も親族集団の長老が取り仕切る。
  - 20) Brokensha (1966: 212-218) によれば, 故人の遺産を引き継いだ父系親族 (ohurew) はその利益を遺児の養育費に充て, 遺児の成人後にこの遺産を相続させるべきであるが, ココア農地の出現とともに ohurew の権利濫用が生じてきた。したがって父系グアン社会では, ココア栽培の発展に伴って実子の権利が疎外され, 父系リネージによる一括管理・相続が創出/強化されていったという可能性がある。
  - 21) 農地の一括管理・相続というシステムもまた, キョウダイ間のチェーン相続と結びついて父系親族内の土地集積と保持に貢献しているが, 一括管理者が利益を公正に保管もしくは分配しているか, あるいはどのような配分で利益を分配すべきかという問題をめぐって, しばしばキョウダイ間の疑惑と対立を生みだしている。
  - 22) ここで妻の人数はその子に相続される土地の割り当て面積を決定しているが, 妻自身が土地相続の対象となるわけではない。
  - 23) クロボに独自の土地購入システム (huza) と農地の均等分割相続については Field (1943), Hill (1963: 72-74), Wilson (1992) 参照。
  - 24) 事例8にみられるように, クロボでは正式な婚姻手続きを経ずに生まれた子は「女の子ども (yo-bi)」として母の父系リネージ (we) に帰属し, 正式な地位を与えられる (Huber, 1993: 27-31, 84-85)。嫡出子への直系・分割相続を原則とするクロボの相続システムは, we を基本単位とするクロボの親族システムに基づいている。
  - 25) 母系制社会に出自をもつ父は, 実子に相続させうる購入農地を生前に確保し, 証書を作成してこの土地に対する実子の権利を明確化する傾向にある。この傾向は, 母系制社会における母系親族の紐帯と, 婚姻関係あるいは父性 (paternity) との葛藤を克服する試みとしても考えられる。母系制社会における父子間の親愛に基づく紐帯と, 母系親族間の義務的な紐帯との葛藤を指摘した議論として Fortes (1950) 参照。
  - 26) この事例は, 第三世代の交叉イトコ同士が地主-小作契約を結ぶことによって農地の用益権と収益の分配における権利対立を解消している例としても考えられる。
  - 27) O村在住のアチェム出身者の土地相続では, 14事例中7例が母系相続を相続源としている。また, 父子直系・分割相続を実施している6例のうち, 4例が父方リネージの母系相続と両立している。
  - 28) アチェムでは母系親族集団が集住しているために, 同母兄弟姉妹が強い紐帯を維持していることもまた, 母系相続の優先的表現に寄与している。
  - 29) 母系制社会と父系制社会のいずれにおいても, 婚姻関係と父性に基づく父子間の紐帯はリネージ全体の紐帯に対してときに離反的に作用しうる要素として, 従来の出自システムと共存してきたと考えられる。したがって, 伝統的共同体における出自・相続形態に対置される近代的な出自・相続形態の基盤としてのみ父権中心性をとらえるのではなく, 在来の出自システムにおける父子関係の位置づけとその変化を検討する必要がある。
  - 19) 相続候補者の選定と相続者の最終的な決定は, 父系親族の

## 参考文献

- Austin, Gareth, (1987) "The emergence of capitalist relations in South Asante cocoa-farming, c. 1916-33", *Journal of African history* 28: 259-279.
- Austin, Gareth, (1996) "Mode of production or mode of cultivation: explaining the failure of European cocoa planters in competition with African farmers in colonial Ghana", In Clarence-Smith, W. G. (ed.), *Cocoa pioneer fronts since 1800: the role of smallholders, planters and merchants*, London, Macmillan Press, pp. 154-175.
- Bloch, Maurice, (1973) "The long term and the short term: the economic and political significance of the morality of kinship", In Goody, Jack (ed.), *The character of kinship*, London, Cambridge University Press, pp. 75-88.
- Bloch, Maurice, (1984) "Property and the end of affinity", In Bloch, Maurice (ed.), *Marxist analyses and social anthropology*, London, Tavistock Publications, pp. 203-228.
- Brokensha, David, (1966) *Social change at Larteh, Ghana*, Oxford, Clarendon Press.
- Clarence-Smith, W. G., (1993) "Plantation versus smallholder production of Cocoa: the legacy of the German period in Cameroon", In Geschiere, P. and Konings, P. (eds.), *Itinéraires d'accumulation au Cameroun*, Paris, Karthala, pp. 187-216.
- Danquah, J. B., (1928) *The Akim Abuakwa handbook*, London, Forster Groom & Co., Ltd.
- Douglas, Mary, (1969) "Is matriliney doomed in Africa?", In Douglas, M. and Kaberry, P. M. (eds.), *Man in Africa*, London, Tavistock Publications, pp. 121-136.
- Eckert, Andreas, (1996) "Cocoa farming in Cameroon, c. 1914-c. 1960: land and labour", In Clarence-Smith, W. G. (ed.), *Cocoa pioneer front since 1800: the role of smallholders, planters and merchants*, London, Macmillan Press, pp. 137-153.
- Field, M. J., (1943) "The agricultural system of the Manya-Krobo of the Gold Coast", *Africa* 14 (2): 54-65.
- Field, M. J., (1948) *Akim-Kotoku: an oman of the Gold Coast*, Accra, The Crown Agents for the Colonies.
- Firmin-Sellers, K., (1996) *The transformation of property rights in the Gold Coast: an empirical analysis applying rational choice theory*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Fortes, Meyer, (1950) "Kinship and marriage among the Ashanti", In Radcliffe-Brown, A. R. and Forde, D. (eds.), *African systems of kinship and marriage*, London, Oxford University Press, pp. 252-284.
- Fortes, Meyer, (1953) "The structure of unilineal descent groups", *American Anthropologist* 55 (1): 17-41.
- フォーテス, メイヤー, (1972) 「ゴールドコースト北部地域におけるタレンシ族の政治体系」, フォーテス, M. / エヴァンズ=ブリチャード, E. E. 編, 『アフリカの伝統的政治体系』, みすず書房, pp. 290-334.
- Goody, Jack, (1962) *Death, property and the ancestors: a study of the mortuary customs of the LoDagaba of West Africa*, London, Tavistock Publications.
- Gough, K., (1952) "Changing kinship usages in the setting of political and economic change among the Nayars of Malabar", *Journal of The Royal Anthropological Institute* 82: 71-88.
- Gough, K., (1961) "Variations in interpersonal kinship relationships", In Schneider, D. M. and Gough, K. (eds.), *Matrilineal kinship*, Berkeley, University of California Press, pp. 577-613.
- Hill, Polly, (1963) *The migrant cocoa farmers of Southern Ghana: a study in rural capitalism*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Hill, Polly, (1970) *Studies in rural capitalism in West Africa*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Hill, Polly, (1972) "The migration of cocoa farmers 1890-1914", In Brokensha, D. (ed.), *Akwapim handbook*, Accra, Ghana Publishing Corporation, pp. 69-74.
- Hill, Polly, (1986) *Development economics on trial: the anthropological case for a prosecution*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Huber, Hugo, (1993) *The Krobo: traditional social and religious life of a West African people*, Fribourg, University Press Fribourg Switzerland.
- Kwamena-Poh, M. A., (1973) *Government and politics in the Akuapem state 1730-1850*, London, Longman Group Ltd.
- Leach, E. R., (1961) *Pul Eliya: a village in Ceylon*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Mikell, Gwendolyn, (1992) *Cocoa and chaos in Ghana*, Washington D. C., Howard University Press.
- Monga, Y. D., (1996) "The emergence of Duala cocoa planters under German rule in Cameroon: a case study of entrepreneurship", In Clarence-Smith, G. W. (ed.), *Cocoa pioneer fronts since 1800: the role of smallholders, planters and merchants*, London, Macmillan Press, pp. 119-136.
- Okali, Christine, (1983) *Cocoa and kinship in Ghana: the matrilineal Akan of Ghana*, London, Boston and Melbourne, Kegan Paul International Ltd.
- Phillips, Anne, (1989) *The enigma of colonialism: British policy in West Africa*, Bloomington and Indianapolis, Indiana University Press.
- Radcliffe-Brown, A. R., (1950) "Introduction", In Radcliffe-Brown, A. R. and Forde, D. (eds.), *African systems of kinship and marriage*, London, Oxford University Press, pp. 1-85.
- Shipton, P. and Goheen, M., (1992) "Understanding African land-holding: power, wealth and meaning", *Africa* 62(3): 307-325.
- 高根務, (1999) 『ガーナのココア生産農民-小農輸出作物生産の社会的側面-』, アジア経済研究所.
- Turner, Victor, (1957) *Schism and continuity in an African society: a study of Ndembu village life*, Manchester, Manchester University Press.
- Wilson, L. E., (1992) *The Krobo people of Ghana to 1982: a political and social history*, Ohio, Ohio University Center for International Studies.

(Summary)

## **Practical Logic of Land Inheritance : A Case of Multiethnic Cocoa-producing Region in Southern Ghana**

Miho ISHII

*Institute for Research in Humanities, Kyoto University/ Japanese Society for the Promotion of Science*

In this article I have tried to analyze indigenous logic and practices of land inheritance in Akyem Abuakwa, one of the most intensive cocoa producing areas in the Republic of Ghana. Most of literatures on kinship and political economy in African societies have insisted on the transformation of a society from a lineage-based kinship and inheritance system into a new order based on filiation and elementary family due to modernization and penetration of the market economy. However, practices of cocoa-farmers of land tenure and inheritance in Southern Ghana show unique variations and sophistication of indigenous kinship and inheritance systems. For example, among patrilineal societies, migrant farmers from Abiriw of the Akuapim ridge prefer the basic patrilineal inheritance system, which contributes to strengthen social network between distant kin people. While Krobo farmers who are migrants from the Eastern Region prefer fair division of

land between male legitimate children of a deceased. Among matrilineal societies of migrant farmers from Akropong of the Akuapim ridge, both negotiation and tension exist between matrilineal and patrilineal inheritance rule. While matrilineal Akyem farmers, who are natives and dominant landowners in Akyem Abuakwa, have strong preference of matrilineal inheritance system.

Why are there such variations? They cannot be explained in terms of a unilineal development from a traditional to a modern form of kinship and inheritance. In this article, I analyze inheritance systems of patrilineal and matrilineal societies in order to clarify characteristic and logic of each system. Then I examine various inheritance rules practiced by farmers who belong to different societies, focusing on division of land, power relation between lineage members, and political and historical background in this area.